

# 郡山市下水道等事業会計補助金交付要綱

平成30年3月27日制定

[財務部財政課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市上下水道事業の設置等に関する条例（平成28年郡山市条例第68号）に基づき設置された下水道及び農業集落排水事業（以下「下水道等事業」という。）の安定的な経営を図るとともに、市の環境衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資するため、下水道等事業に対し予算の範囲内において経営に係る補助金を交付するものとし、その交付に関しては、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助額)

第2条 補助の対象経費及び補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 下水道事業会計

ア 浄化槽事業に要する経費 浄化槽事業に要する人件費の全額

イ 特定環境保全公共下水道に要する経費 特定環境保全公共下水道事業に係る維持管理費及び特別損失に相当する額

(2) 農業集落排水事業会計

ア 農業集落排水事業に要する経費 農業集落排水事業に係る維持管理費と特別損失の合算額の30%

(補助対象期間)

第3条 補助金の対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。）とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、第3条の対象期間の末日までに、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収益費用明細書

(3) 資本的収入支出明細書

(4) 固定資産明細書

(5) 企業債明細書

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。

(額の確定通知の省略)

第5条 規則第15条第1項に規定する補助金等交付額決定通知書は省略するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金を目的外に使用しないこと

(2) 補助金に係る会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月27日から施行し、平成29年度以後の年度分の補助金について適用する。

(郡山市下水道等事業会計補助金交付要綱の廃止)

2 郡山市下水道等事業会計補助金交付要綱（平成20年3月27日制定）は廃止する。